平成２２年（フ）第４９号
山梨県韮崎市藤井町北下條120番地１　市営北下條住宅Ｈ棟３号
債務者　長田　明子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
岐阜県高山市上岡本町１丁目590番地
債務者　山下真喜子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市長太旭町４丁目10番15号　シティライフスギノＨ棟101号
債務者　金五初太郎
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８号
三重県名張市夏見1944番地　中川原市営住宅Ｃ棟238号
債務者　小平　律子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成１９年（フ）第５９０号
大阪市浪速区大国２丁目６番20号　ゼウス難波カラーズ1002号、申立時の住所大津市仰木の里東２丁目５番８号、前々住所大阪市城東区永田４丁目16番３号ファミール藤田301
債務者　河村　理恵
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６１号
滋賀県高島市鵜川813番地１
債務者　仁賀富志江
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６２号
滋賀県高島市鵜川813番地１
債務者　仁賀真由美
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５８号
大津市際川３丁目28番４号、前住所大津市小関町７番39号
債務者　水野　正一
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２６号
大津市比叡辻２丁目５番８号　厚積レイクサイド301号、前住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷６番地85
債務者　朝日　光司
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３９号
大津市茶が崎５番６―505号
債務者　中川　昌人（旧姓孫田）
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
大津市大平２丁目６番１―401号　市営第二団地
債務者　髙嶌　牧男
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８号
滋賀県高島市マキノ町高木浜１丁目７番地１マキノ駅前団地Ｂ―２号、前住所滋賀県高島市鴨2191番地
債務者　兼田　光夫
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
滋賀県湖南市菩提寺1492番地133　フレグランス北山102号室
債務者　會田　美枝（旧姓國分）
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
滋賀県栗東市坊袋173番地　津田ハイツ501
債務者　下司　英樹
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
滋賀県栗東市坊袋173番地　津田ハイツ501
債務者　下司　律子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４号
滋賀県草津市木川町1212番地　市営11―12号
債務者　一井　千鶴
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
滋賀県草津市青地町213番地１　ディアコート青地Ⅰ―413号、前住所滋賀県湖南市近江台２丁目５番44号
債務者　提中由貴代（旧姓吉川）
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大津地方裁判所民事部